

都市計画の案の理由書

(那覇市公共下水道)

下水道については、生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除等都市活動を支える上で必要不可欠な施設であり、都市計画法では機能的な都市活動の確保、良好な都市環境を形成及び保持するために、市街化区域には都市施設である下水道を定めるものと規定されています。

本市の公共下水道の都市計画においては、昭和 41 年に当初決定して以降、排水区域の変更、下水管渠及びその他の施設（ポンプ場、雨水調整池）の変更など、11 回の都市計画変更を行っています。

今回の都市計画変更で対象とする泊・新港臨港地区（12 号岸壁及び背後用地、11 号岸壁背後用地）は、那覇港の整備を目的とした公有水面埋立の竣工により、本市の区域内にあらたに生じた土地です。

よって本地区では、沖縄県において那覇広域都市計画区域区分の変更（市街化区域への編入）及び那覇広域都市計画臨港地区の変更（区域の追加）を行い、本市においては那覇広域都市計画用途地域の変更（区域の追加）及び那覇広域都市計画下水道における那覇市公共下水道の変更（排水区域の追加）を行います。

また、すでに都市計画決定している下水管渠及びその他の施設の一部について、町名変更に合わせて位置の記載変更を行います。